白井市 子ども若者育成支援協議会 提案事項

	生涯学習課での事業	教育委員会他部局の事業	首長部局の事業
乳幼児			
学童期	【案2】公民館の指定管理の仕様書における世代間交流のできる居場所づくりの位置づけ?		
中高校生期	【案2】公民館の指定管理の仕様書における中高生の居場所づくりの位置づけ 【案3】学習支援への白井高校生の参加		
若者期 (大学・専門学校)	【案3】タウンミーティング/まちづく り協議会を活用した地域の居場所づくり		
若者期 (社会人:単身)			1-1(2) 定住を希望する若い世代の支援 ➡【案1】子育て家庭に限定されない単身家庭・DINKS家庭も含めた定住支援(それが未来の子育て家庭の増加にもつながる)。市営住宅・県営住宅居住家庭の単身若者の居住条件の緩和。その他、白井市居住家庭若者の離家支援。
若者期 (社会人:家族形成)	【案3】タウンミーティング/まちづくり協議会を活用した地域の居場所づくり		1-1(2) 定住を希望する若い世代 の支援 ➡【案1】子育て家庭に限定され ない単身家庭・DINKS家庭も含め た定住支援(それが未来の子育 て家庭の増加にもつながる)
若者期 (特別なニーズ)	【案2】公民館の指定管理の仕様書における障害者青年学級実施の位置づけ	【案1】コロナ禍で、対面のみでなくオンラインでのひきこもり相談を開始したが、現状では単発の相談に留まっている。➡継続的な相談や具体的な支援機関への仲介の機能を強化	
担い手	【案3】居場所づくりや居場所運営の担い手の育成・発掘、市による居場所づくりのサポート➡担い手の問題意識に沿った活動が実施されるため、様々な年齢層、様々な種類の居場所が展開される可能性がある。		